

外国人とともに働く という選択肢

今回のキャスト

社長 藤田 匠

社員 西園寺 千代

塾生 伝法院 千里

研修で外国人技能実習生が働く農場を訪れたアルパカファームの藤田社長。少子高齢化のイメージとは異なる活気あふれる地域と、実習生の活躍ぶりに目を見張る。オペレーションの質も上がっているようだ。

藤田 千代ちゃん、昨日茨城県のハクサイ農家さんのところに部会で研修に行ってきたんだけど、すごかったよ。農場だけでなく、街全体に活気があった。

千代 へー、そういう地域もあるんですね。特に地方は、少子高齢化で人口が減っていくイメージがあるのに、意外ですね。

藤田 その活気の正体は、外国人技能実習生だったんだ。すごい一生懸命働いててさ。どうにか早く仕事を覚えようという必死な姿勢は、うちの若いメンバーも見習わないといけないな。

千代 技能実習生が活躍している地域なんですね。でも、言葉も日本人ほどには伝わらないなかで、よくコミュニケーションがとれますね。

藤田 そうだね、最低限勉強してくるとはいつても、言葉を理解して話すというのは、なかなか難しいみたい。だけど、やり方を見せながら

寧に教えれば、成長は早いみたい。それに、訪問先の社長自身も、技能実習生が来るようになってから、仕事をわかりやすく細切れに分割するなどオペレーションの質が上がった結果、生産性が上がったって言うていたなあ。

千代 コミュニケーションがとれなかつたり、文化が違つたり、いまいち歩、受け入れるには勇気が必要ないイメージがありますが、しっかりとやっていると結果が伴っているんですね。

伝法院 藤田社長、千代さん、こんにちは。

藤田 先生、こんにちは。いや、昨日視察に行った農園の外国人技能実習生が優秀で、驚いちゃいましたよ。伝法院 そうなんです。技能実習生もさることながら、農園のスタッフやサポートする管理団体の方々も、いろいろと仕組みを工夫された

のでしょね。そういうえば、最近、外国人技能実習生とは別に、農業支援外国人受入事業が話題になっていますね。

藤田 農業支援外国人受入事業？初めて聞きました。どのような事業なのでしょう？

伝法院 それでは、外国人技能実習生の解説とともに、説明していきますよ。

外国人技能実習に関する新法が施行

2016年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）が公布され、17年11月1日に施行されました。

技能実習制度は従来より実施されてきましたが、今回の技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

今回の執筆者 矢萩板 初美

(有)人事・労務パートナー
行政書士/
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流企業を経て行政書士として独立。法人の設立や事務局運営サポート等コミュニティ創りを支援している。自らも次代に持続可能な「農」と「食」を残すべく「田心マルシェ」を開催。「農業共済新聞」執筆、「物流ニッポン」連載、目黒商工会議所「0から1を生み出す！イノベーションをこし続ける組織のつくり方」講演等。

外国人技能実習生・農業支援外国人受入事業

外国人技能実習制度は、日本で培われた技能、技術または知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進を目的として1993年に制度化・創設されました。外国人技能実習制度の絶対の基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」とされています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年。技能実習生は入国後に、日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。

国家戦略特区による新たな展開

農業分野においては、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、改正国家戦略特区法案が成立し、特区指定区域に限り、従来は認められなかった労働力として農作業に従事する外国人の入国や在留が可能になりました。特区内では、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮したうえで、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留が可能となります。

「国家戦略特区」とは、“世界で一番ビジネスしやすい環境”を作ることを中心に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行なう規制改革制度です。特区の指定は、地方公共団体または事業の実施主体となる民間事業者等から事業計画等を募集し、国・自治体・民間事業者の3者で構成される国家戦略特別区域会議を経て、国家戦略特別区域諮問会議（議長：内閣総理大臣）において決定されます。農業分野の外国人労働者の受け入れを申し出ている地域は、右図のとおりです（出典：日本農業新聞2017年10月25日付け）。

農業支援外国人受入事業がスタート

農業人口の減少そして高齢化を背景にして、特に農

繁期の労働力不足が著しい現状です。その打開策として、「農業支援外国人受入事業」があります。農業支援外国人受入事業は、労働者派遣に類似する仕組みの下、「即戦力」として活躍できる外国人を雇用し、労働力不足の解消を目指すことが一番の目的です。この事業は、上記技能実習制度とは、外国人を受け入れる目的が明確に異なります。

一番の特徴は、受け入れ期間は通算3年となっており、再入国が認められていることです。つまり、農繁期だけ働いてもらうことも可能な制度です。

なお、この事業はスタート段階の試みであり、不透明な部分も多く、また頻りに仕組みが変わることが予想されます。

■農業支援外国人受入事業の要件

- 「農業支援活動」として認められる作業内容
 - 農作業（出荷作業含む）と農畜産物を原材料として使用する製造・加工作業
 - 農業に付随する作業として、農畜産物の副産物を使用した製造・加工と製造・加工物の運搬・陳列・販売の作業
- 「外国人農業支援人材」に求められる要件
 - 年齢が満18歳以上
 - 農作業に関し1年以上の実務経験を有している
 - 農業支援活動を適切に行なうために必要な知識と技能を有している
 - 農業支援活動を行なうために必要な日本語能力を有している
- 「特定機関」に求められる基準
 - 労働者派遣業の許可を得ている
 - 指針に即した措置の実施経済的基礎を満たしている
 - 事業実績または人的構成の基準を満たしている
 - 欠格要件（法令違反、暴力団など）に該当しない
- 派遣先農業経営体の要件
 - 農業経営体である
 - 過去5年以内に労働者を一定期間以上雇用した経験がある者または派遣先責任者講習等を受講した者が派遣先責任者になっている
 - 指針に基づく、労働時間等への適切な配慮を実施できる事業体である
 - 欠格要件（法令違反、暴力団など）に該当しない

| 国家戦略特区に指定済みの区域(外国人労働者の農業就労が可能※) | 外国人労働者の農業就労解禁を国に要望している自治体 |
|--|---|
| 秋田県仙北市 仙台市 新潟市 関東圏（東京都、神奈川県、千葉県、千葉県成田市） 関西圏（大阪府、兵庫県、京都府） 兵庫県養父市 広島県 愛媛県今治市 福岡市 福岡県北九州市 沖縄県 | 秋田県大潟村 茨城県 群馬県 群馬県昭和村 長野県 鳥取県境港市・米子市・大山町 長崎県 熊本県 |

※外国人労働者の農業就労に取り組む計画が国に認められた場合